琉球大学学術リポジトリ

琉球大学の教職課程で学ぶ学生の「体罰」に関する意識について(3)

メタデータ	言語:
	出版者: 琉球大学教育学部附属教育実践総合センター
	公開日: 2016-02-01
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 佐久間, 正夫, Sakuma, Masao
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/33228

琉球大学の教職課程で学ぶ学生の「体罰」に関する意識について (3)

佐久間正夫*

Research on the Consciousness Concerning to the Corporal Punishment (3)

—Focusing on the Consciousness of the Students Studying in the Course of Teaching Profession of University of the Ryukyus—

Masao SAKUMA*

はじめに

筆者はこれまでに、2003（平成15）年度及び2012（平成24）年度の二度に亘って、琉球大学の教職課程で学ぶ学生を対象に、体罰についての意識・認識に関するアンケート調査（以下、体罰アンケート調査）を行ない、学生が体罰に対してどのような意識を有しているかを明らかにしてきた[1]。本稿は、その継続研究という位置づけにある。

筆者が2014（平成26）年度（今年度）、体罰に関するアンケート調査を継続して行なった理由として、次の三つが挙げられる。

第一に、最近の学生の体罰自己体験率がどのくらいであるかを、把握しようとしたからである。筆者が2003（平成15）年度に行なった、第１回目の体罰アンケート調査によれば、学生の体罰自己体験率は非常に高く、81.5％であった[2]。この数値は、大半の学生が体罰自己体験を有している、ということを示しているものである。約10年後の2012（平成24）年度に、筆者が実施した第２回目の体罰アンケート調査によると、学生の体罰自己体験率は依然として高く、47.5％であった[3]。これは、ほぼ２名に１名の割合で、学生が体罰体験を有していることを示す数値である。しかし、これら二つの体罰体験率の数値には、かなりの差が見られる。体罰は現在、一体どのくらい行なわれているのだろうか。体罰は減少していると言えるのだろうか。体罰自己体験率に対するこうした疑問から、筆者は2014（平成26）年度も継続して、体罰アンケートを実施した。

第二に、体罰に対する学生の意識、興味・関心は現在、高まっていると言えるのではないか、と考えたからである。それは、大阪の市立高校で2012（平成24）年12月、部活顧問による体罰を原因とする生徒の自殺事件が起き、この間、学校教育の場における体罰の問題が、大きくクローズアップされてきたという事情による。筆者は、このような事件が起きた影響を受け、現在、教職課程で学ぶ学生の体罰に対する意識、

* 琉球大学教育学部　子ども地域教育教室

興味・関心も高いのではないかと予想した。そこで、筆者が勤務する、琉球大学の教職課程で学ぶ学生が今、体罰に対してどのような意識を有しているかを明らかにしてみようと考え、体罰アンケート調査を行なった。

第三に、体罰をテーマにした筆者の授業を受け、学生は体罰に対してどのように意識・認識を深めたかを明らかにしたかったからである。筆者はこの点に関して、これまでの２回のアンケート調査研究では、解明できていない。

以上のような理由から、筆者は今年度、琉球大学で担当している、教職に関する科目の受講生を対象に、大要、体罰体験の有無、体罰を受けた時期や場所、体罰を受けた人物や理由、学校教育法第11条についての認識を尋ねた、体罰アンケート調査を行なった。本稿は、その体罰アンケート調査結果の分析を行なうことをとおして、琉球大学の教職課程で学ぶ学生の体罰に関する意識を明らかにすることを目的としている。併せて、本稿は、筆者が行なった、体罰をテーマに取り上げた授業をとおして、学生の体罰に対する意識・認識がどのように変化したのかも見ていく。体罰に関する意識・認識についての研究はこれまで、必ずしも十分に行なわれてきたとは言えない状況にあり、本研究は、こうした点で意義を有すると言える。

なお、体罰に関する先行研究の状況については、筆者はすでに、別の機会に検討を行なった[4]。そのため、本稿では取り扱っていないことを、あらかじめお断りしておく。

１．体罰に関するアンケート調査の目的・対象・方法など

⑴　本アンケート調査の目的

本アンケート調査は、琉球大学の教職課程で学ぶ学生を対象にして、概ね、体罰体験の有無、体罰を受けた時期や場所、体罰を受けた人物や理由、学校教育法第11条に対する認識を尋ねることをとおして、教職課程で学ぶ学生が現在、体罰に対してどのような意識や認識を有しているかを明らかにすることを目的とした。

なお、筆者は、2003年とその10年後の2013年に、琉球大学の教職課程で学ぶ学生に対して、同様のアンケート調査を行なっており、その結果を公表している[5]。体罰体験の有無を初め、教職課程で学ぶ最近の学生が、体罰に対してどのような意識・認識を持っているかの把握も、併せて本アンケート調査の目的とした。

⑵　本アンケート調査の対象・方法など

上に述べてきた本アンケート調査の目的を達成するため、筆者は本アンケート調査を、筆者が琉球大学教育学部で2014（平成26）年度前学期と後学期に担当した、「教育原理」[6]という「教職に関する科目」で実施した。なお、琉球大学における教職科目の履修システムでは、「教育原理」の履修対象学年は１年次となっている。また、その履修条件は、教職の意義に関する科目である、「教職研究」[7]を履修済みであること、とされている。

筆者は、アンケート調査を、前学期については2014（平成26）年６月５日（木）、後学期については同年12月４日（木）に実施した。前学期の調査の際、アンケート配付数は38名（受講登録者数は43名）であり、そのうち38名からアンケートを回収した（回収率は100％）。後学期の調査の際、アンケート配付数は97名（受講登録者数は99名）であり、そのうち97名から回収した（回収率は100％）。アンケートの回収数は135名である。アンケートの回収率が100％であるのは、授業時間帯に出席者にアンケートを実施し、回収を行なったからであろう。

２．教職課程で学ぶ学生の「体罰」に関する意識調査の結果と考察

筆者が今回実施した、体罰に関するアンケート調査については、アンケート項目を大要、⑴体罰自己体験・体罰を受けた時期・体罰を受けた場所・体罰を行なった人物・体罰理由、⑵体罰法制に対する学生の意識・認識、という二つに分類し、結果を述べていく。その際、筆者が行なった2012（平成24）年度の体罰アンケート

調査や、2013（平成25）年度に実施したそれから得られた知見を、適宜紹介していく。

(1) 体罰自己体験・体罰を受けた時期・体罰を受けた場所・体罰を行なった人物・体罰理由

①学生の体罰自己体験

【表１】体罰自己体験の有無

体罰を受けたことがある	42名	31.1%
体罰を受けたことがない	93名	68.9%
合　　計	135名	100%

「あなたは今までに、教師からいわゆる『体罰』を受けたことがありますか」と、体罰経験の有無について尋ねた結果が、【表１】である。これによれば、「１ある)」と回答した学生は31.1%（42名）であり、「２）ない」と回答した学生は68.9%（93名）である。これまでに体罰を受けたことがある学生は３割を超えており、約３名に１名が体罰を体験している。学生たちの体罰自己体験率は、依然として高いと言えるのではないか。

今回得られた、この体罰自己体験率31.1%という数値の妥当性について、述べておこう。筆者が行なった、2012（平成24）年度のアンケート調査によれば、体罰自己体験率は47.5%であった。筆者が実施した、2013（平成25）年度のアンケート調査によると、「体罰を受けたことがある」と回答した学生は、前学期が44.4%（12名/27名中）で、後学期が31.4%（27名/86名中）であり、前後期の体罰自己体験率の平均は34.5%であった[(8)]。以上の結果と併せて、今回得られた体罰自己体験率31.1%を分析すると、体罰自己体験率は減少傾向を示していると言えよう。また、体罰自己体験率は、調査年度や担当クラスによって異なっているが、最近３年間の調査によれば、約３割から４割ほどで推移している、と考えて良いように思われる。

②体罰を受けた時期

【表２】体罰を受けた時期

小学１年生	５名	11.9%
小学２年生	５名	11.9%
小学３年生	７名	16.7%
小学４年生	９名	21.4%
小学５年生	５名	11.9%
小学６年生	７名	16.7%
中学１年生	９名	21.4%
中学２年生	15名	35.7%
中学３年生	11名	26.2%
高校１年生	２名	4.8%
高校２年生	４名	9.5%
高校３年生	３名	7.1%
大　学　生	０名	0%
そ　の　他	１名（幼稚園）	2.4%

「教師から体罰を受けたことがある」と回答した者のうち、体罰を受けた時期を尋ねた結果が、【表２】である。これによれば、「体罰を受けたのはいつですか」という問いに対して、小学生と中学生では学年が進行するにつれ、体罰体験率は増加傾向を示しているということがわかる。体罰体験率を学校段階別に見てみると、小学生においては、低学年である小学校１年生時にすでに、１割を超える（11.9%）児童が体罰体験を有しており、３年生、４年生と進むにつれ、体罰体験率は増加傾向にあり、４年生では２割を超えている（21.4%）。約10%から20%の体罰体験率はそれ程、高くはないと言えるかもしれないが、以上の数値を単純に合計すると、小学校４年生までに６割を超える（61.9%）子どもが、何らかの体罰を受けていることになる。体罰は、小学校でもかなり、多用されていると考えられる。

中学生の体罰体験率は、中学校１年生時には２割を超え（21.4%）、中学校２年生時にかけ、かなり増加し、35.7%となり、中学校２年生時には、３名に１名が体罰体験を有していることになる。中学校３年生時の体罰体験率は26.2%であり、中学校２年生時のそれと比較すると、

少し減少するが、それでも４名に１名が、中学校３年時に体罰体験をしていることになる。中学生の体罰体験率を単純合計すると、体罰体験率は８割を超え（83.3％）、大半の中学生が体罰を受けているということが窺われる。中学生時には、体罰は、かなり頻繁に行なわれていると言えるのではないか。

これに対して、高校１年生時の体罰体験率は4.8％、高校２年生時には9.5％、高校３年生時には7.1％であり、小中学生時と比較すると、高校段階では、体罰体験率は１割に満たず、少なくなっていることがわかる。大学における体罰体験率は、０％である[9]。

以上見てきたように、体罰体験率は、小学校段階をとおしてみると、コンスタントに約10％から20％を推移し、小学校３年生時あたりから増加傾向を見せ始める。小学生時との比較では、中学校段階の体罰体験率は相当増加し、高校段階での体罰体験率は、かなり減少する。このように体罰体験率は、学校段階による差がかなり見られると言えよう。

③体罰を受けた場所

【表３】体罰を受けた場所

教　室	24 名	57.1％
廊　下	12 名	28.6％
運動場	6 名	14.3％
体育館	5 名	11.9％
職員室	2 名	4.8％
その他	5 名	11.9％

「教師から体罰を受けたことがある」と回答した者のうち、体罰を受けた場所を尋ねた結果が、【表３】である。これによると、「体罰を受けた場所はどこですか」という問いに対して、「教室」と回答した者が57.1％であり、最も多い。以下、多い順に挙げると、「廊下」28.6％、「運動場」14.3％、「体育館」11.9％、「職員室」4.8％、となっている。

一般に体罰は、運動部の部活の指導の場で頻繁に用いられていると考えられがちだが、体罰の実態を見ると、そうではないことがわかる。「体罰を受けた場所」の実態として、「教室」が最も多いということが、その特徴として指摘できるであろう。この知見はすでに、安藤博の研究で明らかにされている。安藤によれば、「体罰時は、『授業中』が全体の52.4％と多く、その理由は『宿題を忘れて』をはじめ、授業にかかわるものが全体の約60％を占め、体罰が学習指導の方法に用いられていることがわかる」[10]とされている。安藤が指摘しているように、体罰の理由には授業にかかわるものが多く、したがって、「教室」における授業の場が、「体罰を受けた場所」として最も多くなる。同様の知見は、筆者が行なった、2012（平成24）年度のアンケート調査によっても抽出されている[11]。

このように、体罰の多くは、授業での学習指導等の場である、「教室」で行なわれているという実態がある。【表３】からわかるように、筆者が今回、行なったアンケート調査でも、体罰を受けた場所は「教室」が57.1％と最も多く、群を抜いていると言える。

④体罰を行なった人物

【表４】体罰を行なった人物

担任教師	25 名	59.5％
クラブ顧問教師	12 名	28.6％
体育教師	6 名	14.3％
生徒指導教師	5 名	11.9％
その他	1 名	2.4％

「教師から体罰を受けたことがある」と回答した者のうち、「誰に体罰を受けましたか」を尋ねた結果が、【表４】である。これによると、誰が体罰を行なったのかという問いに対して、「担任教師」が約６割で最も多く、59.5％である。以下、多い順に挙げると、「クラブ顧問教師」28.6％、「体育教師」14.3％、「生徒指導教師」11.9％、となっている。

体罰体験者の多くは、「担任教師」から体罰を受けていることがわかる。この「担任教師」から体罰を多く受けているという事実は、すでに上の「③体罰を受けた場所」で述べてきたように、「体罰を受けた場所」として、「教室」が最も多い

ことと密接に関連していると考えられる。

わが国においては、小学校では担任制が採られており、授業における学習指導の場では、担任教師がほぼ全教科を担当する。前頁の③の知見を用いると、体罰は、教室における担任教師の学習指導の時、授業に関わる理由で行なわれることが多いということになる。したがって、「担任教師」から体罰を受けたとする回答が多いのは当然であろう。

体罰を行なった人物として、「担任教師」以外には、「クラブ顧問教師」「体育教師」から体罰を受けたとする回答が多い。これら二つを合計すると、４割を超えている。これは恐らく、体育系の「クラブ顧問教師」だと推測されるが、そうであれば体育系の教師が体罰を多用していることが窺われる。

以上、体罰を行なった人物として「担任教師」が最も多いこと、「クラブ顧問教師」や「体育教師」が体罰を多用しているという、こうした傾向は、筆者が行なった、2012（平成24）年度のアンケート調査によっても抽出されている知見である[12]。

⑤体罰を受けた理由

【表５】体罰を受けた理由

授業中の私語・さわぎ	10名	23.8%
部活	9名	21.4%
授業の遅刻	8名	19.0%
規則・きまりを破る	8名	19.0%
宿題忘れ・忘れ物	7名	16.7%
教師への反抗・口答え	5名	11.9%
けんかなどの暴力行為	2名	4.8%

「教師から体罰を受けたことがある」と回答した者のうち、「体罰を受けた理由は何ですか」を尋ねた結果が、【表５】である。これによれば、体罰を受けた理由として、割合が高かったものからみると、「授業中の私語・さわぎ」23.8%、「部活」21.4%、「授業の遅刻」「規則・きまりを破る」がともに19.0%、「宿題忘れ・忘れ物」16.7%、「教師への反抗・口答え」11.9%、「けんかなどの暴力行為」4.8%、となっている。

「体罰を受けた理由」で、最も多いものは「授業中の私語・さわぎ」であり、23.8%である。これと同類項として挙げられるものが、「授業の遅刻」19.0%、「宿題忘れ・忘れ物」16.7%であり、これら三つの項目を合計すると約６割である。

前頁の③「体罰を受けた場所」のところでも述べたように、これまでの調査研究によれば、体罰の多くは、授業における学習指導の場で行なわれている。こうした知見は、筆者が今回実施した調査でも得られたと言える。「授業中の私語・さわぎ」「授業の遅刻」「宿題忘れ・忘れ物」はいずれも、授業の場面で見られる日常的な光景ではないだろうか。このような場合に、全体として約６割の者が、体罰を受けているということになる。

なお、「体罰を受けた理由」のうち、「規則・きまりを破る」と「部活」について、少し補足説明をしておく。筆者が2012（平成24）年度に行なった調査によれば、「体罰を受けた理由」として、「規則・きまりを破る」が突出しており、39.7%であった[13]。今回の調査では、「規則・きまりを破る」はかなり減少し、19.0%となっている。同じようにデータを見ると、「部活」は19.0%から少し増加し、21.4%である。筆者が実施した2012（平成24）年及び今回の調査を併せてみると、「規則・きまりを破る」「部活」は、体罰を受ける主要な理由の一つになっていると考えられる[14]。

(2) 体罰法制に対する学生の意識・認識

以下では、2014（平成26）年度前学期と後学期それぞれのアンケート調査結果について示し、考察を行なっていくが、参考資料として、筆者が2013（平成25）年度後学期に実施した、体罰アンケート調査結果から、「体罰法制の意識・認識」に関わる箇所を抽出して紹介することとする[15]。

【表６】体罰法制の意識・認識

知っていた	57名	66.3%
知らなかった	28名	32.6%
無回答	1名	1.2%
合計	86名	100.1%

①体罰法制の意識・認識（2013年度後学期）

教職課程で学ぶ学生のうち、どのくらいの割合の学生が、体罰を法律と関連させて認識しているのだろうか。その際、「学校教育法」という特定の法律名を知っているのだろうか。筆者のこのような疑問から、体罰アンケート調査では、現行の学校教育法第11条の条文を挙げ、体罰が法律で禁止されていることを知っていたかどうかを、受講生に尋ねた。その結果が【表６】である。これによると、学校教育法で体罰が禁止されていることを「知っていた」66.3%、「知らなかった」32.6%、「無回答」1.2%である。教職課程で学ぶ約７割近くの学生が、体罰の禁止を明示した学校教育法第11条を「知っていた」と回答しているが、「知らなかった」と回答した学生も３割を超えている。

このことについて、筆者が2012（平成24）年度に実施した、体罰アンケート調査結果と比較してみる。2012（平成24）年度の調査では、学校教育法で体罰が禁止されていることを「知っていた」68%、「知らなかった」32%[16]であるから、2012（平成24）年度の調査結果は、今回のそれとほとんど同じ結果であると言える。

【表７】体罰法制の意識・認識

知っていた	20名	52.6%
知らなかった	18名	47.4%
合　　計	38名	100%

②体罰法制の意識・認識（2014年度前学期）

上で述べてきた①の場合と同様、体罰が法律で禁止されていることを知っていたかどうかを、2014（平成26）年度前学期の「教育原理」の授業の際、受講生に尋ねた。その結果が【表７】である。これによれば、学校教育法で体罰が禁止されていることを「知っていた」52.6%、「知らなかった」47.4%である。教職課程で学ぶ学生のうち、５割を超える学生が、体罰の禁止を明記した学校教育法第11条を「知っていた」と回答しているが、「知らなかった」と回答した学生も５割近く存在している。

③体罰法制の意識・認識（2014年度後学期）

【表８】体罰法制の意識・認識

①法律名の記述	正解：30.9%（30名）	不正解：69.1%（67名）
②法律名を知った理由	大学の教職の講義：50.0%（15名）	
③体罰法禁について	知っていた：88.7%（86名）	知らなかった：11.3%（11名）

筆者はこれまで、教職課程で学ぶ学生に対して、体罰法制の意識・認識を尋ねる際、現行の学校教育法第11条の条文を示し、「学校教育法第11条で体罰が禁止されていること」を知っていたかどうかを、受講生に尋ねてきた[17]。しかしながら、この体罰アンケート調査項目では、教職課程で学ぶ学生が実際、「学校教育法第11条」という特定の法律名及び、条文を知っているかどうかを、尋ねたことにはならない。2013（平成25）年度後学期及び2014（平成26）年度前学期の「教育原理」の授業で、体罰アンケート調査を実施した際、「学校教育法の第11条ということは知らなかったが、何らかの法律で禁止されていると思っていた」ので、「学校教育法第11条で体罰が禁止されていること」を「知っていた」と回答した、と記述した学生が見られた。筆者はこの記述を重視し、学生が実際に、「学校教育法」という法律を知っているかどうかを把握するという目的で、体罰アンケート調査項目を下記のように修正し、2014（平成26）年度後学期から実施した。

【問６】ある法律には、次のような規定がなされています。

「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」

①上記の法律名を書いてください（例：日本国憲法第26条）。

②①の法律を、あなたはどこで知りましたか。

③あなたは、後学期の今日の授業を受ける

までに、体罰が法律で禁止されていることを知っていましたか。

1．知っていた　　2．知らなかった

④③で「1．知っていた」と回答された方にお聞きします。あなたは、体罰が法律で禁止されていることをどのように知りましたか。

【問6】①について、提示した条文の法律名を尋ねた結果が、【表8】である。これによれば、例に挙げた「日本国憲法第26条」のように「学校教育法第11条」と、法律名と条文を正確に回答した者は10.3%（10名/97名）である。この場合、単に「学校教育法」と回答した20名も正解に含めると、正解率は30.9%（30名/97名）である。約3割ほどの学生が、「学校教育法」と体罰法制との関連を把握していることがわかる。この約3割という正解率は、筆者が予想していたよりも、かなり高いものであった。

【問6】②について、①の「学校教育法」という法律を、「あなたはどこで知りましたか」を尋ねた結果が、【表8】である。これによれば、「大学の教職の講義」が最も多く50.0%（15名）である。①でも述べたように、筆者の予想以上に学校教育法の存在を知っている学生が多かったのは、「大学の教職の講義」の影響であったことが窺われる。この場合、具体的な講義名・担当教員名も挙げられているケース（10名）が見られ、かなり確実な根拠であると考えられる。以下、「テレビのニュース」「新聞」「高校の先生」「友人」などが挙げられているが、少数且つ、具体的なコンテキストも未記入であるため、集計から外した。

【問6】③に関して、「体罰が法律で禁止されていることを知っていたかどうか」を尋ねた結果が、【表8】である。これによると、「1．知っていた」88.7%、「2．知らなかった」11.3%であり、9割近くの学生が、何らかの法律で体罰が禁止されていることを知っている、ということがわかる。

筆者がこれまでに行なってきた、上述の体罰アンケート調査結果と比較すると、この9割近くという数値は、約20ポイントから35ポイントも多い。

【問6】④について、「あなたは、体罰が法律で禁止されていることをどのように知りましたか」を尋ねたところ、大要、【表9】のような結果が得られた。これによれば、学生が、体罰が法律で禁止されていることを知ったのは、「ニュースや新聞」が最も多く、4割近い。以下、「大学の講義」が32.6%と続くが、「高校などの教師」は9.3%であり、前二者とはかなりの差が見られる。

【表9】体罰法制の意識・認識

大学の講義	28名	32.6%
ニュースや新聞	32名	37.2%
高校などの教師	8名	9.3%
その他（無回答も含む）	18名	20.9%

3．「教育原理」の具体的な授業計画と授業実践

筆者は2003（平成15）年度後学期、「教育原理」の授業において、体罰をテーマとした授業実践を行ない、別の論考でその内容を報告した[18]。筆者は2014（平成26）年度前学期及び後学期、担当した「教育原理」の授業において、それぞれ2回ずつ、体罰をテーマに授業を行なっている[19]。筆者が「教育原理」の授業で体罰の問題を取り上げたのは、大阪市立桜宮高等学校で、バスケットボール部の主将を務める男子生徒が、顧問の男性教師から体罰を受け、翌日に自殺をしたという事件が2013年1月、報道されたことと関わっている。その授業の基本的な内容は、2003（平成15）年度のそれをベースにしている。

このようなことを考慮し、以下では、授業内容が重複している部分については、その記述をできる限り簡略にし、新たに付け加えた資料やビデオ教材の紹介を中心に述べていく。

(1) 体罰の定義・体罰の実態・体罰の法制・体罰の要因

第1回目の授業は、大阪市立桜宮高校で起きた、体罰による生徒の自殺事件から出発した[20]。

筆者は、授業では大要、以下の点を押さえようとした。第一に、体罰とは具体的にどのようなものをさすのかという、体罰の定義に関わることである。これを押さえることは、非常に重要なことであると考える。学生一人ひとりの体罰概念は、かなり異なっていると考えられる。そのことが、体罰を感情や思い入れによる自己のイメージから考えさせることにつながり、科学性や法論理性を持たせにくくさせているのではないか。『事典』や1948年の法務庁による「児童懲戒権の限界について」などに基づき[21]、体罰の定義を「学校の教育活動の中で起きる、教師による児童・生徒・学生への殴る、蹴る等の暴力行為をさす」と押さえた。

第二に、体罰の実態を取り上げた。第一の点とも関わるが、学生は体罰の実態を知らず、イメージや感情・心情で体罰を語る傾向が見られるからである。ここでは特に、1985年5月9日と1995年7月17日に起きた、体罰による高校生の死亡事件を紹介し、体罰がもたらす事実の重さや危険性の共有をめざした[22]。

第三に、学校教育法第11条を示し、体罰は法律で全面的に禁止されており、人権を侵害する行為であることを説明した[23]。

第四に、体罰が学校教育法という法律で禁止されているにもかかわらず、教師はなぜ体罰を行なうのかについて、ビデオ教材[24]を用いて考えさせた。このビデオ教材は、2012年12月、大阪市立桜宮高校のバスケットボール部において、顧問の体罰がきっかけで、キャプテンの男子生徒が自殺をした事件を取り上げている。本ビデオは、この事件などをとおして、部活指導の場で体罰がなぜ繰り返されるのかを問うているものである。本ビデオには、高校野球で甲子園出場校として有名な、智弁和歌山高等学校の高嶋仁監督が登場する。高嶋監督によれば、監督は約40年間に亘り、体罰に頼らず、いかに選手のやる気を引き出すかという指導法を模索してきた。また、体罰を用いた自らの経験を、「愛情を持って手を出すことなど有り得ない。『この野郎』と思って生徒に手を出してしまうのです。自分の指導力の無さをそこへぶつけているわけです」と分析されている。筆者は、野球の強豪校であるにもかかわらず、このように体罰に頼らない指導法を追求している高嶋監督の姿勢や考え方が、教職をめざす学生には非常に参考になるのではないかと考え、本ビデオを授業の教材として用いた。

(2) 体罰自己体験、目撃体験の感想・意識、体罰の効果

筆者は、第2回目の授業では大要、体罰を受けたり目撃したりした子どもは、体罰に対してどのような感想や意識を有しているのか、また、体罰は子どもに対してどのような影響をもたらしているのか、という二つの点に関して、資料[25]やビデオ教材[26]に基づき押さえようとした。

①体罰自己体験、目撃体験の感想・意識

体罰に関するアンケート調査研究の成果[27]を用い、子どもたちが体罰を受けたり目撃したりした際、どのような感想や意識を抱いているかを紹介した。そのアンケート調査研究によれば、第一に、子どもは自らが体罰を受けた際、否定的感想を多く抱いている。第二に、このことは、体罰目撃体験の場合にも当てはまる知見である。第三に、多くの子どもが体罰の効果として認めているのは、唯一、「体罰が加えられているのを見ると自分も体罰されないようにしようと思う」という、「見せしめ効果」だけである。

②体罰の負の効果

これについては、岡山超の研究成果[28]を用いながら、体罰の教育的効果はほとんどないことを紹介した。岡山によると、体罰は多くの子どもにとって、学力向上効果、運動能力向上効果、信頼関係形成効果、気持ち引き締め効果、悪事抑止効果、といういずれの効果もない。上で述べてきたように、体罰の効果で認められているのは、「見せしめ効果」だけである。

岡山の研究成果で、筆者がより重要だと考える知見は、「体罰の最大の弊害は、教師－子ども関係の悪化という問題であろう」という指摘

である。岡山は、加罰者の正当化の理由にしばしば用いられる、愛のムチ論に異論を唱えている。筆者はこの知見を重要視し、「もしかりに、子どもが体罰を受けて、そこに教師の愛情を感じ取れるほどの信頼関係が成立しているとすれば、そもそも体罰など必要としないはずだ」[29]という岡山の見解を学生に紹介することで、体罰の負の効果を考えさせようとした。

4.「教育原理」授業後の学生の「体罰」に対する認識の変化

筆者は、体罰をテーマにした2回の授業のまとめとして、受講学生に課題を課した[30]。

以下では、それを基にしながら、学生が体罰をテーマにした授業をとおして、体罰に対してどのような認識をしているかを見ていく。

学生の体罰認識を分類すると、大要、①体罰否定のままの立場を取るもの、②体罰肯定から否定へとその立場を変えたもの、③条件付体罰肯定の立場を取るもの、というように分類できるであろう。以下、それぞれの代表的な見解を紹介し、若干の考察を行なっていく。

(1) 体罰否定のままの立場

学校教育の場で体罰があってはならない、と再認識したと述べる見解が、以下のものである。これは、部活での自らの体罰体験を基に、体罰が恐怖心を起こさせるものであることや、授業の際に視聴したビデオに登場した、智弁和歌山高等学校の高嶋監督の「愛情を持って手を出すことなど有り得ない。この野郎と思って手を出してしまうのです」という発言に共感しつつ、学校教育の部活動の場で、体罰を行なってはならないことを再認識しているものである（下線は筆者による。以下、同じ）。

「私は今回の授業を受けて、子どもの成長を助ける立場の教師が、体罰という暴力を用いて教育を行なうということは、あってはならないものだということが、再認識できました。私は小学生の頃、野球部で活を入れるということで、何度も体罰を受けてきました。その時は、自分のミスから起きたことであったので、叱られることについては、何とも思ってはいませんでした。しかし、叩かれることで、監督に対する恐怖感というのは、正直、ありました。今思い返すと、叩かなくともわかることだったなあと思います。智弁和歌山の高嶋監督が、「愛のある暴力はない」というようなことを言われていましたが、本当にそうだと思います。叩いてしまうのは、自分の思うようにならない苛立ちからくるからであり、それが許されてしまうと、生徒の死亡事件につながったりするのではないでしょうか（男子）」。

上記と同様の見解であるが、次のものは、体罰のない自らの部活動体験を振り返り、体罰を用いない適切な指導方法こそが重要であることを述べている。

「部活動における体罰体験について述べます。私は中学生の時、部活動において、体罰とまではいかないが、指導者が非常に怖く、最終的にはそのスポーツが嫌いになってしまいました。しかし、高校から始めたアメフトでは、顧問の先生は体罰などを用いず〔適切に〕指導してくださり、高校時代に二度、大阪代表に選ばれるほどまで上達し、アメフトというスポーツの素晴らしさも理解できました。こうした体験から、私は、体罰などなくても指導者の適切な指導方法があれば、チームやプレイヤーは上達するものであると確信しています（男子）」。

(2) 体罰肯定から否定へ転換したもの

授業をとおして、もともと体罰肯定派であったが、体罰を否定する立場へ転換した意見が、決して多くはないが、見られる。以下、一つは部活動の体験に基づくものであり、体罰は熱心な指導の結果行なわれるものではない、ということに気がついているものである。もう一つは、学習指導等の場面についてのものであり、教師の指導には大変さが伴なうが、体罰の恐ろしさ、危険性から体罰を否定するものである。

「私は小中高大学と野球を続けてきた。体罰というか、〔監督が〕手を挙げるような指導は、当たり前だと考えていました。小中学校の頃も、そうした〔体罰による〕指導を受けていました

が、高校、大学では体罰はありません。こうした経験から、部活での体罰は、指導者が熱の入った指導を行なった結果、手を挙げてしまうのだと考えていました。しかし、私の考えは間違っていることに気づきました。より良い指導とは、生徒との強い信頼関係をもとに、めざす目標に向け、指導することであり、手を挙げたり、暴言を吐いたりするような指導ではない(男子)」。

「私は、『体罰』について、『やりすぎなければ、少しくらいならいいのではないか』と思っていました。私は中学・高校の頃、先生が何度となく、口頭で説明しようとしても、指示を聞いてくれない生徒がいて、先生方が苦労していることを見ていたからです。しかし、昨年起きた体罰自殺事件をニュースで見た時、「体罰」の恐ろしさ、危険性を知り、私の考え方は間違っていたのだと思い知りました。ビデオにも登場していましたが、体罰は、先生が生徒の心を置き去りにした指導法だと言えます。桜宮高校で、体罰をしていた先生の話を聞いていて、キャプテンを指導すればチームは強くなると思った、ということを聞いた時、『キャプテンだけ指導しても、他の生徒にも指導しなければ意味がないのでは？』という疑問が出てきました（女子)」。

(3) 条件付体罰肯定の立場

非常に少数ではあるが、体罰肯定、あるいは否定について、明確に立場を決められないでいる見解が見られた。しかしながら、以下に挙げたものの全体の基調は、体罰否定であることがわかる。この学生は高校時代、生活指導の場面で、体罰を用いないで指導を行ない、生徒から信頼されていた教師の存在を紹介しているが、これは、教師の専門性を考えさせる、非常に貴重な体験であると言える。

「私は、少しの体罰はないと困ると思います。体罰に対しては、基本的には反対ですが、時と場合によっては必要で、有効な手段になると考えます。（中略）非行に走ってしまう生徒などを正す時、叱る際に言い聞かせるために少し手が出ることは、しかたがないことなのかな、と思います。

私が高校の時、生徒指導担当の先生に何発も、ビンタされたことがあります。その時の先生の対応はひどいもので、私の言い分を全く、聞いてくれませんでした。すべて、先生に勝手に決め付けられ、事実を曲げられたりして、理不尽な指導を受けました。智弁和歌山の高嶋監督がおっしゃっていた言葉が、とても印象に残っています。生徒に手を出してしまうのは、自分の指導する力が低いからだ。確かに、そうなのかなと思いました。自分の指導力が低いために、力で何とかしようとする。それではダメだということです。私の高校には、とてもベテランの先生がおられました。その先生は決して怒鳴らず、手を出さず、生徒としっかり向き合ってゆっくり話を聞きながら叱っていました。最後には笑顔も見られ、本当に指導がされているのかと思いましたが、叱られた生徒は、とても申し訳ない気持ちでいっぱいだと反省していました。この先生を今でも尊敬しています（男子)」。

(4) 感想や発見

学生は、体罰に関する２回の授業をとおして、種々の感想を抱いただけではなく、新しい発見などをしている。以下、それを紹介してみる。

①体罰を受けた場所・体罰を行なった人物

すでに述べてきたように、体罰に関するこれまでの研究成果や、筆者が行なった体罰アンケート調査によれば、「体罰を受けた場所」で最も多いのが「教室」であり、「体罰を行なった人物」は、「担任教師」が最も多い。しかしながら、この点に関して、以下に見られるように、学生の多くは、「体罰を受けた場所」としては「運動場」や「体育館」、「体罰を行なった人物」としては「部活顧問」を予想していたようである。

「今回の〔体罰アンケート調査に基づく結果を見て〕発見したことは、体罰のほとんどは学習に関わる場所、つまり教室で起きているということである。学習の場である教室よりも、部活動での体罰のほうが、多く行なわれていると

今まで思っていたので、それを知ったときには驚いた（女子）」。

「この講義を受けている学生のうち、34％が体罰を受けたことがあるという事実に驚きました。自分の予想よりも、多くの人が体罰を受けていたからです。クラブの顧問教師や体育教師よりも、担任教師から体罰を受けたという割合が高いことに驚きました。今回の調査は、自分が知らなかった事実を知ることができたので、非常に良い機会になりました（男子）」。

②教職の専門性の認識

以下のものは、教職志望者として、教職の専門性という観点から、この体罰の問題を捉えた意見である。

「今回の講義を受講しないで教師になっていたら、私も児童・生徒に対して体罰を行なってしまう教師になっていたかもしれません。今回の授業で、体罰の問題性を認識することができたので大変良かった（男子）」。

同じように、以下は、今回の体罰の授業をとおして、教職の専門性や教師の資質といった側面に触れ、教職への志望が一層強くなったとするものである。

「毎回の授業で、教育に関しての知識、現状、心構えなどを学んでいます。教員への思いもますます、強くなっています（男子）」。

「この授業では、新しい知識を得ることもありますが、今まで何となくしか考えてこなかったことを、改めて考えることが多くあります。今回の授業では、体罰はあってはならないことだと、今までにもわかっていましたが、なぜ体罰があってはならないのかなど、改めて体罰について深く考え直すことができました。授業やテーマに関するビデオ視聴をとおして、毎回、いろいろなことを考えさせられるので、今後の教員生活につながるだけではなく、自分の成長にもつながっていく授業だと思います（女子）」。

おわりに

以上、筆者が2014（平成26）年度、教職に関する科目である、「教育原理」で実施した体罰アンケート調査の結果に基づき、琉球大学の教職課程で学ぶ学生の、体罰に対する意識・認識を見てきた。それによれば、これまでに体罰を受けたことがある学生は３割を超えており、体罰体験率は31.1％である。2012（平成24）年度のそれは47.5％であるから、今回の調査では、体罰体験率はかなり減少しているように見えるが、３名に１名が体罰を体験しており、体罰体験率は依然、高いと言えるのではないか。

「体罰を受けた時期」については、小学校３・４年生頃からその割合が増加し始め、中学校でピークに達し、高校以降は減少する。「体罰を受けた場所」については「教室」が最も多く、約６割を占め、群を抜いている。「体罰を行なった人物」に関しては「担任教師」が圧倒的に多く、約６割である。「体罰を受けた理由」については、授業における学習指導の場が最も多く、同じような調査項目である「授業中の私語・さわぎ」「授業の遅刻」「宿題忘れ・忘れ物」という三つの項目の割合を合計すると、約６割で最も多い。

今年度の体罰アンケート調査で得られたこのような知見は、体罰について行なわれたこれまでの調査研究や、筆者がこれまでに実施した２回の調査で抽出された結果と、ほぼ同じ傾向を示していると言える。

体罰の専門的知識に関して、体罰禁止規定が「学校教育法第11条」であると回答できた学生は、３割を少し超えている。この約３割という数値は、筆者の予想よりも高いものであったが、受講生全員が、「教育原理」履修の前提科目と位置づけられている、「教職研究」を履修済であることを考慮すると、満足できない数値だと言えるだろう。教職課程で学ぶ学生が、体罰を禁止している有名な法律条文を、正確に押さえていないというのは、問題だと考える。

最後に、学生に課した課題の分析に基づき、学生は、体罰をテーマにした筆者の授業を受け、体罰に対してどのように認識を深めたかを見て

いく。それによると、学生の体罰認識の変化については、大要、三つのケースが見られた。第一に、もともと体罰を否定する立場であったが、授業で得た知見等から益々、体罰否定の立場を固めたとする者で、これが圧倒的に多い。第二に、授業を受けるまでは体罰肯定派であったが、授業で学んだ専門的知識等から、体罰否定派に変わったとする者である。第三に、授業で獲得した専門的知見等から、体罰肯定派から条件付体罰肯定派に移行しつつある者である。以上からすると、学生は、筆者が行なった、体罰をテーマにした授業をとおして、体罰に関する法的、心理学的な専門的知見を押さえ、それに基づき、体罰の問題性をより一層、認識できるようになったと考えられる。

本稿で筆者が明らかにしてきたような、教職課程で学ぶ学生の「体罰体験率」を初め、「体罰を受けた時期」「体罰を受けた場所」等々の、体罰に関する基礎的なデータを蓄積しておく作業は、体罰という教育問題を、事実に基づき分析していく観点から、非常に重要だと考える。今後の課題としたい。

【注】

(1) 拙稿「琉球大学の教職課程で学ぶ学生の『体罰』に関する意識について(1)」『琉球大学教育学部教育実践総合センター紀要』第20号、2013年3月、189-211頁、拙稿「琉球大学の教職課程で学ぶ学生の『体罰』に関する意識について(2)」『琉球大学教育学部教育実践総合センター紀要』第21号、2014年３月、135-148頁。

(2) 同上論文、「琉球大学の教職課程で学ぶ学生の『体罰』に関する意識について(1)」199頁。

(3) 拙稿、前掲論文「琉球大学の教職課程で学ぶ学生の『体罰』に関する意識について(2)」137-138頁。

(4) 拙稿、前掲論文「琉球大学の教職課程で学ぶ学生の『体罰』に関する意識について(1)」の190頁及び205頁の注(7)を参照のこと。

(5) 同上論文、189-211頁、拙稿、前掲論文「琉球大学の教職課程で学ぶ学生の『体罰』に関する意識について(2)」135-148頁。

(6) 琉球大学において「教育原理」と呼ばれる授業科目は、教育職員免許法上、〔教育の基礎理論〕に関する科目に位置づくものである。教育職員免許法施行規則第６条別表第一では、「教育原理」という授業科目に含めることが必要な事項として、「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」とされている。

(7) 琉球大学において「教職研究」と呼ばれる授業科目は、教育職員免許法上、〔教職の意義等に関する科目〕に位置づくものである。

(8) 筆者が行なった、2012（平成24）年度の体罰調査によれば、教職課程で学ぶ学生の体罰自己体験率は47.5％である。この数値は、学生2名に1名の割合で体罰を受けていることを示している。学生のこの体罰体験率は、かなり高いと言えるのではないか。拙稿、前掲論文「琉球大学の教職課程で学ぶ学生の『体罰』に関する意識について(2)」138頁を参照。

(9) 筆者が実施した、2012（平成24）年度の体罰調査によれば、体罰体験は、「小学校の４年生時あたりから増加傾向を示し始め、（中略）小学校時と比較すると、中学校段階での体罰体験は、相当多いと言えよう。高校段階での体罰体験は、小中学校時と比較すると、かなり少なくなっている」という傾向は、今回の2014年度の調査でも、同様に見られる。同上論文。

(10) これに関しては、次の研究成果が重要である。安藤博「わが国における体罰調査の概要」牧柾名・今橋盛勝・林量俶・寺崎弘昭編『懲戒・体罰の法制と実態』学陽書房、1992年、154頁。安藤によれば、「体罰時は、『授業中』が全体の52.4％と多く、その理由は『宿題を忘れて』をはじめ、授業にかかわるものが全体の約60％を占め、体罰が学習指導の方法に用いられていることがわ

かる」とされている。

(11) 拙稿、前掲論文「琉球大学の教職課程で学ぶ学生の『体罰』に関する意識について(2)」138-139頁を参照。

(12) 同上論文、139-140頁を参照。筆者が行なった、2012（平成24）年度のアンケート調査では、体罰を体験した者のうち、「体罰を行なった人物」として「担任教師」と回答した者が、実に94.8％であり、体罰体験者のほとんどが「担任教師」から体罰を受けているという、驚くべき結果が得られた。また、「生徒指導教師」と回答した者が25.9％であった。このような結果から、筆者は、「体罰を行なう人物が、『担任教師』と『生徒指導教師』に収斂してきているという傾向が指摘できそうである」と述べたが、今回実施したアンケート調査によれば、このような顕著な傾向は見られない。

(13) 同上論文、140頁を参照のこと。

(14) 筆者は2013（平成25）年度後学期の11月21日（木）、「教育原理」の授業で体罰に関するアンケート調査を行なった。授業の当日、出席者の86名にアンケート調査用紙を配付し、86名から回収した。回収率は100％である。その調査によれば、体罰自己体験率は、31.4％（27名/86名）である。また、「体罰を受けた理由」として、多いものから挙げると、「部活」44.4％（12名/27名）、「規則・きまりを破る」14.8％（4名/27名）、「授業中の私語・さわぎ」「宿題忘れ・忘れ物」がともに11.1％（３名/27名）、「授業の遅刻」7.4％（２名/27名）、となっている。筆者が担当したこのクラスでは、体罰を受けた理由として、「部活」が突出していた。

(15) 筆者がこれまで実施してきた、体罰の法制に関する基礎的知識を尋ねる体罰アンケート調査項目は、次のようなものであった。

> 問６．学校教育法第11条には、次のように規定されています。
>
> **校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。**
>
> あなたは、前学期のこの「教育原理」の授業を受けるまでに、学校教育法第11条で体罰が禁止されていることを知っていましたか。
>
> １．知っていた　２．知らなかった

↓修正

> 【問６】ある法律には、次のような規定がなされています。
>
> **「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」**
>
> ①上記の法律名を書いてください（例：日本国憲法第26条）。
>
> （　　）
>
> ②①の法律を、あなたはどこで知りましたか（例：大学の・・・先生の講義、本、等々）。
>
> （できる限り具体的に：　　）
>
> ③あなたは、後学期の今日の授業を受けるまでに、体罰が法律で禁止されていることを知っていましたか。
>
> １．知っていた　２．知らなかった
>
> ④③で「１．知っていた」と回答された方にお聞きします。あなたは、体罰が法律で禁止されていることをどのように知りましたか（例：両親から聞いた、等々）。
>
> （できる限り具体的に：　　）

この体罰の法制に関する基礎的知識を尋ねる調査項目を、後学期には上記のように修正した。それは、2013（平成25）年度後学期及び2014（平成26）年度前学期の授業で体罰アンケート調査を実施した際、学生がそのアンケートに、「学校教育法の第11

条ということは知らなかったが、何らかの法律で禁止されていると思っていた」と記述してきたからである。学生が実際に、「学校教育法」という法律を知っているかどうかを尋ねるために、体罰アンケート調査項目を上記のように修正し、2014（平成26）年度後学期から実施した。

(16) 拙稿、前掲論文「琉球大学の教職課程で学ぶ学生の『体罰』に関する意識について(2)」142頁。

(17) 筆者が実施した、体罰アンケート調査項目については、注(1)の拙稿を参照。

(18) 拙稿、前掲論文「琉球大学の教職課程で学ぶ学生の『体罰』に関する意識について(1)」190-197頁、を参照のこと。

(19) 筆者が行なった授業は、2014（平成26）年度前学期については６月５日（木）と６月12日（木）、後学期に関しては12月４日（木）と12月11日（木）である。

(20) 『沖縄タイムス』2013年１月９日。

(21) 平田淳「体罰」土屋基規・平原春好・三輪定宣・室井修編『最新 学校教育キーワード事典』旬報社、2001年、106-107頁、富田充保「体罰はなぜなくならないのか」久冨善之・長谷川裕・山﨑鎮親編『図説 教育の論点』旬報社、2010年、16-19頁、法務調査意見長官回答「児童懲戒権の限界について」1948年12月22日、法務府「生徒に対する体罰禁止に関する教師の心得」1949年８月２日。

(22) 『朝日新聞』1985年５月10日、及び1995年７月18日・20日。

(23) 授業では、日本国憲法第13条〔個人の尊重など〕に基づき、刑法第204条や第208条などが存在し、わが国の社会が、暴力・傷害行為を厳しく禁止していることを紹介し、したがって、学校教育においても当然、暴力行為が否定されていることを説明している。

(24) NHKクローズアップ現代「なぜ体罰が止まらない 部活動に広がる闇」2013年２月12日（火）放送、約25分。

(25) 牧・今橋・林・寺崎編、前掲書、岡山超「子どもの発達と体罰」牧柾名・今橋盛勝編『教師の懲戒と体罰』総合労働研究所、1982年。

(26) NHKニュースウオッチ９「なぜ、生徒を死に追いやるほどの体罰を行なったのか」2013年３月４日(月)放送。このニュースは、2012年12月、大阪市立桜宮高校のバスケットボール部において、顧問の体罰がきっかけで、キャプテンの男子生徒が自殺をした事件を取り上げている。本番組は、NHKが当事者のバスケットボール部顧問にインタビューを行なうことをとおして、体罰が恒常化してしまっていた真相を明らかにすることを目的としたものである。

(27) 牧・今橋・林・寺崎編、前掲書、446-458頁。

(28) 岡山、前掲論文、110-114頁。

(29) 同上論文、114頁。

(30) 課題の内容は、次の二つである。「【１】前回と今回の『体罰』をテーマにした授業を受け、新たに学んだこと、知ったこと、考えたこと、疑問に思ったことなどを挙げ、『体罰』に対するあなたの考えを述べてください。【２】授業の感想や要望等々についての自由記述です。」